

建築基準法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される  
同法第 6 条の 3 第 4 項の規定による  
適合判定通知書

BCJ21 本適判 01383

2022 年 3 月 29 日

那覇商工会議所

会頭 石嶺 伝一郎 様



一般財団法人日本建築センター  
理事長 橋本 公博

下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

## 記

1. 申請年月日  
2022 年 3 月 25 日
2. 建築場所  
沖縄県那覇市久米二丁目 2 番 4
3. 建築物又はその部分の概要  
建築物の名称又は工事名：(仮称) 中小企業振興会館建設事業  
建築物独立部分別概要：下表のとおり

番号	構造	特定構造計算基準又は 特定増改築構造計算基準の別	構造計算の区分
1	鉄骨造	特定構造計算基準	建築基準法施行令第 81 条第 2 項 第 1 号イに掲げる構造計算

※表中の番号は、構造計算適合性判定申請書（第三面）1 欄の番号とする。

4. 構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員氏名  
田中道治、蛭原そのこ

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。